

里帰り出産等の方へ

市外施設産後ケア利用に係る償還払いのお知らせ



一関市に住所のある母子が、里帰り等により市外の施設で産後ケア事業に該当するサービスを受けた場合は償還払いをします。

■対象者

- ・利用日時点で一関市に住所がある産後1年未満（通所型は産後5か月未満）のお母さんとお子さん
- ・令和7年4月1日以降に、市外の施設で産後ケアの支援内容に該当するサービス（※）を受けた方
- ・事前に一関市の産後ケア利用申請（市外施設利用者用）を行っている方

■該当するサービス（※）

サービスの種類	利用期限	利用上限回数 (市内+市外)	ケア内容
通所型	産後5か月未満	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の身体的ケア、保健指導、栄養指導 ・母親の心理的ケア ・授乳のためのケア（乳房ケアを含む。） ・育児手技についての指導、相談 ・その他育児に関する指導、相談
訪問型	産後1年未満	通所型と合わせて 7回	

【注意】

- ・償還払いの対象となるサービスは、通所型と訪問型です。宿泊型等は対象になりません。事前に利用施設へ上記の該当するサービスの内容で対応いただけるか、必ずご確認ください。
- ・利用回数は、どのサービスも市内外合わせて利用上限回数までです。
例) 市内で通所型1回利用済みの方
→市内外合わせて、通所型は残り2回できます。
訪問型は①通所型を合計3回利用した場合は残り4回利用可能、②通所型を合計1回利用した場合は残り6回利用可能です。
- ・利用する施設が所在地の市町村と産後ケアの契約をしているかは問いません。
- ・事前の利用申請が必要です。産後ケア利用後の申請は償還払いの対象となりません。

■償還払い上限額

- ・産後ケア利用後、申請をすることで、費用の一部を償還払いします。償還払い上限額は利用したサービスの種類によって異なります。詳細はお問合せください。

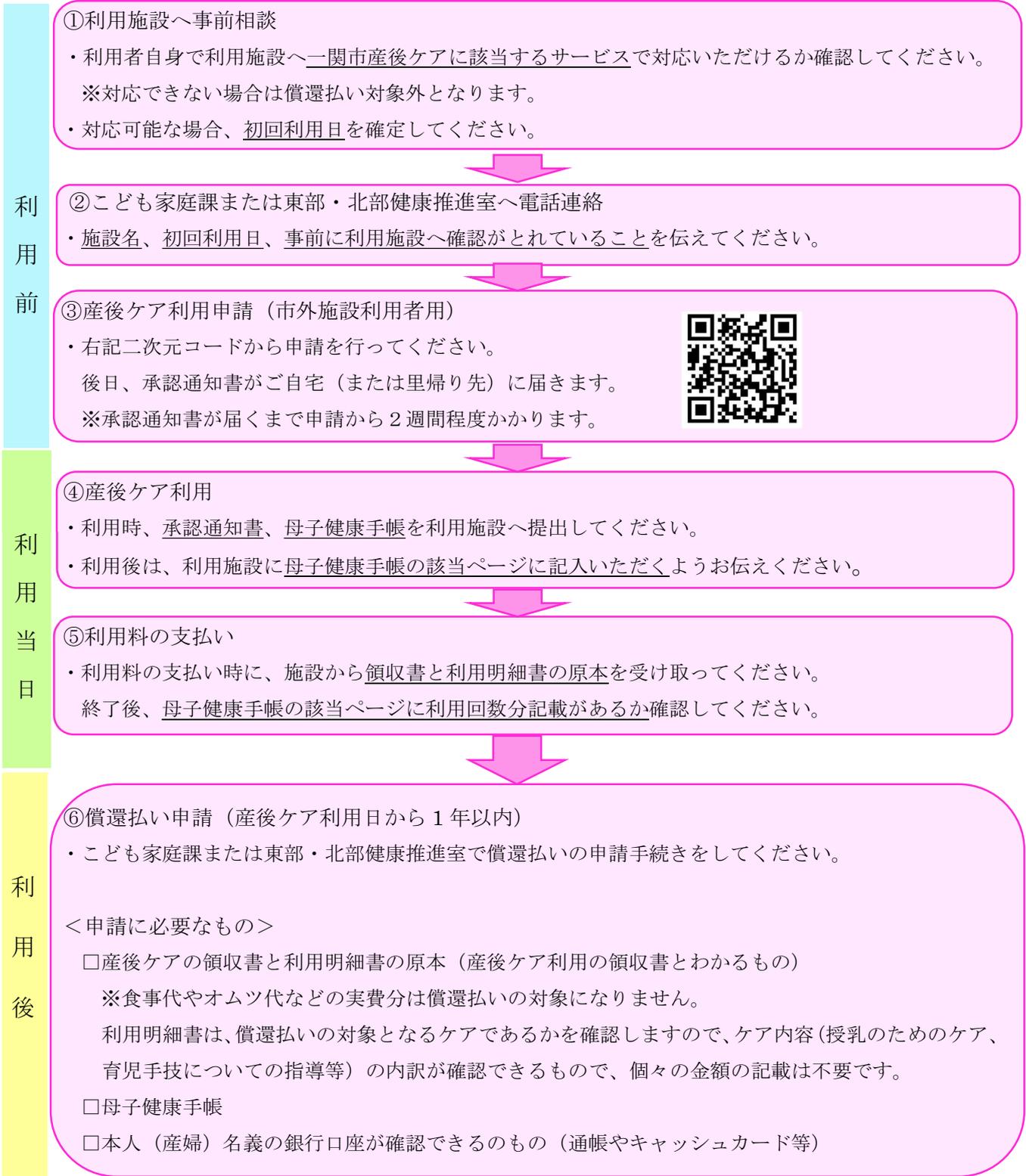
サービスの種類	償還払い上限額
通所型	17,750円
訪問型	12,000円

実際にかかった費用と比較して少ない額を負担します。

■償還払いの申請期限

産後ケアを利用した日から1年以内

■利用から申請までの流れ



【問い合わせ先】

こども家庭課おやこ健康係（一関保健センター内）	電話：0191-21-5409
東部健康推進室保健係（千厩支所内）	電話：0191-53-3952
北部健康推進室保健係（大東支所内）	電話：0191-72-4087